

田川市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田川市職員（以下「職員」という。）の利益の保護、職員の能率の発揮及び人事行政の公正の確保を目的として、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職場 職員がその職務を遂行する場所（出張先その他職員が通常勤務する場所以外の場所で、実質的に職場と相当因果関係があるものを含む。）をいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 職場において職員が他の者を不快にさせる性的な言動及び職場外において職員が他の職員を不快にさせる性的な言動をいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメントに起因する問題 セクシュアル・ハラスメントのため職員の勤務環境が害されること及びセクシュアル・ハラスメントへの対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受けることをいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、任命権者が行うセクシュアル・ハラスメントの防止及び排除を図るための措置に対し、調整、助言その他の必要な措置を講じなければならない。

(任命権者の責務)

第4条 任命権者は、職員がその能率を十分に発揮できる良好な勤務環境を確保するため、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に関し、必要な措置を講ずるとともに、セクシュアル・ハラスメント及びセクシュアル・ハラスメントに起因する問題（以下「セクシュアル・ハラスメント等の問題」という。）が生じた場合には、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の場合において、任命権者は、セクシュアル・ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントに対する職員の対応に起因して、当該職員が職場で不利益を受けることがないようにしなければならない。

(所属長の責務)

第5条 所属長は、良好な勤務環境を確保するため、職員に対し、指針の周知徹底を図る

とともに日常の勤務を通じた指導等によりセクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努め、セクシュアル・ハラスメント等の問題が生じた場合には、人事課長に報告し、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(職員の責務)

第6条 職員は、セクシュアル・ハラスメントが、個人の尊厳を不当に傷つけ職場環境を害することを自覚し、働く男女がお互いに人権を尊重し、対等のパートナーとしての意識のもとに業務を遂行しなければならない。

2 職員は、次条第1項の指針の定めるところに従い、セクシュアル・ハラスメントをしないよう注意しなければならない。

(職員に対する指針)

第7条 任命権者は、セクシュアル・ハラスメントをしないようにするために職員が認識すべき事項及びセクシュアル・ハラスメント等の問題が生じた場合において、職員に望まれる対応等について、別に指針を定めるものとする。

2 任命権者は、職員に対し、前項の指針の周知徹底を図らなければならない。

(研修等)

第8条 任命権者は、セクシュアル・ハラスメントの防止及び意識の啓発等を図るため、職員に対し、必要な研修等を実施しなければならない。

(苦情相談窓口の設置)

第9条 セクシュアル・ハラスメント等の問題に関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が職員からなされた場合に対応するため、苦情相談窓口（以下「窓口」という。）を設置する。

2 窓口は、総務部人事課並びに福祉部人権・同和対策課男女共同参画推進室及び男女共同参画センターの職員が、これを担当するものとする。

3 窓口においては、2人以上の職員が、苦情相談に対応するものとする。

(窓口への申込方法等)

第10条 セクシュアル・ハラスメント等の問題に関する苦情相談をしようとする職員（以下「申出職員」という。）は、相談申込書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、窓口へ提出するものとする。

2 窓口の担当職員は、前項の相談申込書を受理したときは、速やかに、相談日時、相談場所等を申出職員に通知するものとする。

(苦情相談の処理)

第11条 前条の規定により窓口に相談の申込みがあり、相談を実施した場合は、窓口の担当職員は相談整理簿(様式第2号)にその内容を記録し、総務部人事課へ提出するとともに、速やかに、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 総務部人事課と相互協力し、必要に応じて申出職員及び関係職員に対し、事実関係の調査及び確認を行うこと。

(2) 事実関係を調査及び確認し、当該事項に基づき申出職員及び関係職員並びに関係所属長に対し、指導、助言等を行うこと。

2 窓口の担当職員は、セクシュアル・ハラスメント等の問題に関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針に十分留意しなければならない。

(加害者等への対応措置)

第12条 窓口の担当職員による公正な事実関係の調査の結果、セクシュアル・ハラスメント等の問題を引き起こしている加害者等とされた職員に対し、服務規律違反の非行における場合と同様、適正な手続に従い、必要かつ適当な範囲で懲戒等の処分を行うことができるものとする。

(プライバシーの保護等)

第13条 セクシュアル・ハラスメント等の問題の処理を担当する窓口の担当職員及び関係職員並びに関係所属長は、当該事案に関するプライバシーの保護及び守秘義務を徹底しなければならない。

(適用範囲)

第14条 この要綱の規定は、すべての職員のセクシュアル・ハラスメント等の問題について適用する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。